

弘前記念病院

身体的拘束最小化のための指針

1. 身体的拘束の最小化に関する基本的な考え方

身体的拘束は患者の尊厳を傷つけるものであり、身体的拘束を行わないことが原則である。

弘前記念病院（以下、当院）では、患者の人間としての本来の姿を重視しながら身体的拘束最小化チーム（以下、チーム）で検討し、合意形成した方向性に基づいて医療安全対策を行うことで、緊急やむを得ない場合を除いて身体的拘束をしない診療・看護の提供に努める。

2. 基本方針

1) 身体的拘束の原則禁止

当院は、患者または他の患者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束の実施を禁止する。

この指針でいう身体的拘束は、抑制帯等、患者の身体または衣服に触れる何らかの器具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう。

2) 緊急やむを得えず身体的拘束を行う場合

(1) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う要件

患者または他の患者等の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得えず身体的拘束を行う場合は、次の3要件をすべて満たした場合に限り、必要最低限の身体的拘束を行うことができる。

切迫性：患者本人または他の患者の生命または身体が危険にさらされている可能性が著しく高いこと

非代替性：身体的拘束を行う以外に切迫性を除く方法がないこと

一時性：身体的拘束が必要最低限の期間であること

(2) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合の説明と同意

上記3要件については医師、看護師を含む多職種で検討し、医師が指示し、患者、家族等への説明と同意を得て行うことを原則とする。

(3) 身体的拘束を行う場合は、当院の「身体的拘束マニュアル」に準ずる。

3) 身体的拘束禁止に取り組む姿勢

(1) 患者等が問題行動に至った経緯を評価し、問題行動の背景を理解する。

(2) 身体的拘束をすぐに行う必要性があるかを医師、看護師を含む多職種で評価し、身体的拘束をしなくてもよい対応の有無を検討する。

(3) 多職種によるチームカンファレンスを定期的（月1回）に実施し、身体的拘束の必要性や実施状況等を評価する。

(4) 身体的拘束は一時的に行うものであり、期間を定めて随時評価を行い、身体的拘束解除に向けて取り組む。

(5) 身体的拘束を行う必要性を生じさせないため、日常的に以下のことに取り組む。

- ①患者主体の行動、尊厳を尊重する。
- ②言葉や応対などで、患者等の精神的な自由を妨げない。
- ③患者の思いをくみ取り、患者の意向に沿った医療・ケアを提供し、多職種共同で患者に応じた丁寧な対応に努める。
- ④身体的拘束を誘発する原因の特定と除去に努める。
- ⑤必要に応じて薬物療法、非薬物療法による認知症ケアやせん妄予防により、患者の危険行動を予防する。

(6) 身体的拘束には該当しない患者の身体または衣服に触れない用具であっても、患者の自由な行動を制限することを意図した使用は最小限とする。

(7) 薬剤による行動の制限は身体的拘束に該当しないが、患者・家族等に説明を行い、同意を得て使用する。

- ①手術、検査、処置時等、薬剤による鎮静を行う場合は鎮静薬の必要性和効果を評価し、必要な深度を超えないよう、適正量の薬剤使用とする。
- ②行動を落ち着かせるために向精神薬等を使用する場合は、必要に応じて他科（内科等）との共同で、患者の不利益が生じない量を使用する。

3. 身体的拘束最小化のための体制

院内に身体的拘束最小化対策に係るチームを設置する。

(1) チーム構成

チームは医師、看護師、薬剤師、その他院長が必要と認める者をもって構成する。

(2) チームの役割

- ①身体的拘束の実施状況を把握し、管理者を含む職員に定期的に周知徹底する。
- ②身体的拘束実施事例の最小化に向けた医療・ケアを検討する。
- ③定期的に本指針、マニュアルを見直し、職員へ周知して活用する。
- ④身体的拘束最小化のための職員研修を開催し、記録をする。

4. 身体的拘束最小化のための研修

入院医療・ケアに携わる職員に対して、身体的拘束最小化のための研修を実施する。

(1) 定期的な教育研修（年2回）実施

(2) その他、必要な教育・研修の実施及び実施内容の記録

5. 身体的拘束を行う場合の対応

患者等の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。

(1) 緊急やむを得ず身体的拘束をせざるを得ない状態であるかどうかを、医師、看護師を含むチームカンファレンスで検討する。必要と認めた場合、医師は身体的拘束の指示をする。

(2) 医師は同意書を作成し、事前に患者・家族等に説明して身体的拘束開始の同意を得る。ただし、直ちに身体的拘束が切迫した状況で、事前に同意を得ることが困難な場合は、身体的拘束開始後ただちに家族等に説明して同意を得る。

説明内容：①身体的拘束を必要とする理由

②身体的拘束の具体的な方法

③身体的拘束を行う時間・期間

④身体的拘束による合併症

(3) 患者・家族等の同意を得られない場合は、身体的拘束をしないことで起こり得る不利益や危険性を説明し、診療録に記載する。

(4) 身体的拘束中は、身体的拘束の態様および時間、その際の患者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(5) 身体的拘束中は、身体的拘束の早期解除に向けて、定期的カンファレンスの他に、入院医療・ケアに携わるチーム職員による臨時カンファレンスを随時行う。臨時カンファレンスでは、やむを得ず身体的拘束を行う3要件を踏まえ、継続性の必要性を評価する。

(6) 医師はカンファレンスの内容を踏まえて身体的拘束の継続または解除の有無を指示する。

(7) 身体的拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体的拘束を解除する。

6. 多職種による安全な身体的拘束の実施および解除に向けた活動

患者が身体的拘束を行わざるを得ない状態である要因によっては、患者の病状および全身状態の安定を図ることが、安全な身体的拘束の実施、早期解除につながる。各職種は、身体的拘束における各々の役割を意識して患者にあたる。

2025年4月8日 施行

2026年4月14日 改訂